

地域の文化資源としての映画館の役割 - ノルウェーの文化政策と映画館を事例に -

石垣尚志（東海大学）

Keyword： 地域の文化資源、映画館、ノルウェー

【目的・背景】

新型コロナウイルスの感染拡大をうけて、緊急事態宣言が発令された。外出自粛要請が続くなかで、全国の小規模映画館（ミニシアター）は観客減少のために閉館の危機にさらされていた。このような状況に対して、映画監督らが発起人となってクラウドファンディングのプロジェクト「ミニシアター・エイド基金」が立ち上げられた。そして4月13日～5月15日の期間に29,926人から、当初目標の1億円をはるかに超える3億3102万5487円のファンドを集めることができた。ミニシアター・エイド基金の声明文には、地域の映画館が映画文化の多様性を支えてきたと述べられている。映画を享受する機会を絶やさないため、映画文化の多様性を守るためにも、地域のミニシアターを支援する必要があると考えられているのである。

このような民間の支援に加えて、文化芸術団体への公的な支援は文化庁の2次補正予算（2020年6月）で行われることとなった。とはいえ、なぜ民間の支援よりも遅れてしまったのだろうか。その理由のひとつとして、日本の法制度において映画館が「文化セクター」や「文化施設」として捉えられていないことがあると考える。映画館の営業を規定・規制する法律（興行場法）はあるが、映画館の振興や地域の映画文化の活性化を目的とする法律はない。「文化芸術基本法」では「映画館」という言葉はなく、「文化芸術推進基本計画」（平成30年）において、「文化施設」とは「劇場、音楽堂等や美術館、博物館、図書館等のこと」とされ、そこに映画館は含まれていない。一方、劇場と音楽堂は「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（平成24年）において、地域の文化拠点であり、文化施設あるいは「公共財」として捉えられている。

ミニシアター・エイド基金が指摘するように、映画館を地域の文化の拠点として考えられないだろうか。また、劇場や音楽堂と同じように地域の文化拠点や「公共財」として考えられないだろうか。そのためには、どのような視点にたつ文化政策が必要だろうか。このようなことを検討するために、本研究ではノルウェーの文化政策と映画館を事例として考察する。というのも、ノルウェー

では文化政策のなかに映画館が位置づけられているからである。

【研究方法・研究内容】

本研究はノルウェーでの現地調査と関係者への聞き取り、各種の文献・資料にもとづく。2019年4月～9月のあいだ、所属先の特別研究期間を利用してノルウェーのオスロ大学に滞在した。オスロ大学、オスロ市公文書館、ノルウェー国立図書館、そしてノルウェー映画協会（NFI）の資料室でノルウェーの文化政策・映画政策に関する文献・資料を収集した。また、オスロ大学の研究者（Ove Solum氏）とNFIの担当者に対して聞き取り調査を行った。

【調査結果】

1. ノルウェーの映画館法と市営映画館

ノルウェーでは1913年に「映画館法」（Act of public exhibition of cinematographic images）が成立した。これは、①映画の検閲制度（主に年齢制限）と②映画館のライセンス制度を定める法律である。第一条には「映画を一般に上映する者は市議会あるいは議長、もしくは議長が権限を与えたものからの許可を得なければならない」とあり、市議会・自治体に映画館経営の許認可権（ライセンス権）が与えられた。この規定にもとづき、多くの自治体は民間事業者にライセンスを与えるのではなく、自らで映画館を所有・運営するようになった。

映画館の公有・公営を正当化する根拠として、映画館の教育的・文化的な機能と経済的な収益力があげられた。まず、映画・映画館には教育的機能と文化を提供する機能がある。その機能は民間事業者にゆだねるのではなく、公的機関が責任を持って担わなければならないという考え方である。つぎに、映画館の収益を他の文化事業に活用するという考え方である。映画館法の施行後から、各地で市営映画館が設置されるようになり、1925年、首都のオスロ市がすべての映画館を市営化した。これにより市営映画館が国内興行収入の90%近くを占め、その「独占状態」は2010年代まで続いた。（Solum 2010）

2. 文化政策・映画政策の目標と映画館

ノルウェーの文化政策・映画政策の目標は「多様性、質、アクセス」という3つのキーワードでまとめられる。多様で質の高い文化（映画）を制作・提供すること、そして居住地域に関係なく（どこに住んでいても）、文化（映画）へのアクセスを提供することが、国の文化政策・映画政策の目標とされてきた。そして、その政策目標を実現する重要な手段のひとつとして市営映画館が位置づけられている。例えば、文化省白書（1981-1982年）では「(略) 分権的な映画館システムを維持することが目的である。それは国際的に見ても、娯楽映画と芸術映画の両方を偏りなく全国に提供している」と述べられている。また、最近の白書でも「映画の普及は映画政策の重要な一部分である。すべての人が優れた芸術と文化的な経験にアクセスできるべきである」と映画館の重要性が指摘されている（文化省白書2014-2015、p.11）。

多様で質の高い映画としては、世界各国の質の高い映画（quality film）、上映機会が限られる映画、ノルウェー映画、ドキュメンタリー映画、子ども・若者向け映画が含まれる。

3. 文化施設としての映画館

とくに地方自治体の文化政策において、文化施設は地域の文化的な活動の拠点であり、交流の場としても重要な役割を担うものとして考えられている。例えば、「地域コミュニティの中で開かれた空間（例えば公共空間など）は、子供と若者が交流・活動するために重要な場所である。カフェ、映画館なども同じである。それらは、コミュニティや地域文化の発展にとっても重要である。さらに、子供と若者に対して地域とのつながり・関わりを提供する」（文化省白書1991-1992；p.95）と述べられている。文化施設は、文化芸術の提供に加えて、文化的な活動の場であり、交流の場あるいは公共空間としての機能を担うものである。

そして、映画館は、そのような機能を持つ文化施設のひとつとして考えられている。「ノルウェーの映画館は地域コミュニティをまとめる、そしてそのまとまりを守る

という役割を担っている。小さな自治体では、文化センターとしての機能も持つ。文化政策における映画館の重要性を過小評価してはいけない」（文化省白書1991-1992；p.163）。映画館は地域コミュニティの中心にあり、地域の文化的な拠点のひとつだという考え方である。

4. ノルウェーの映画館事情

ここでは、現在（2018年時点）のノルウェーの映画館事情を見ていきたい（表1）。「1スクリーン当たりの人口」の数値は、人口が少ないほどスクリーン数が多いことを示す。日本の36,556人に対してノルウェーは11,319人であり、日本よりノルウェーの方が映画館スクリーン数が多い。ヨーロッパでは、ドイツやイギリスよりも多く、フランスと同程度の数値である。「1人当たり年間入場回数」は2.3回で、日本よりもノルウェーの方が映画館で映画を観る人の数が多く、この数値はヨーロッパ諸国でも上位に位置する。また、日本では地方より主要都市で回数が多いが、ノルウェーでは地方で国内平均を上回ることもある。ノルウェー統計局によると、約93%の居住地域は25km以内に映画館がある（表2）。全国各地に映画館があり（「1スクリーン当たりの人口が少ない」）、比較的多くの人が映画館で映画を観る。このような状況の背景に、映画館法、文化政策・映画政策、市営映画館の存在がある。

表1 ノルウェーと日本の映画館事情（2018年）（注1）

	ノルウェー	日本
人口	532万	1.26億
映画館入場者数	12,122,109	174,483,000
1人当たり年間入場回数	2.3	1.4
映画館数	208	587（2017年）
スクリーン数	470	3,561
1スクリーン当たりの人口	11,319	36,556

表2 居住地域と映画館の距離（%）（注2）

	～1km	1-4.9km	5-9.9km	10-24km	25-49km	50km～
1991年	16	39	21	18	7	-
2016年	12	42	21	19	5	2

5. 自治体と映画館

上記のように、中小都市の映画館は地域の文化的な活動の拠点であり、「文化的な場」という役割を担う。さらに、交流の場であり、とくに子供・若者の交流と社会化の場という役割もある。ノルウェー北部の小さな自治体を例に挙げる。ラーナ市（人口 2.6 万人）には 2 スクリーン、459 席の市営映画館がある。1 日に 6～8 回の上映を行い、年間約 65,000 人の入場者がある（市民 1 人当たり 2.5 回）。1964 年、市庁舎の建設計画が検討されたとき、文化的な機能を備えることが重要な条件とされた。そして市庁舎とともに図書館・映画館・市民交流センターを備える文化センターが建設された。ここで指摘したいことは、映画館観客が減少した 1960～70 年代に映画館が新設されていることである。映画上映による収益ではなく、文化的な機能（文化施設）として、「街の魅力」のひとつとして映画館が捉えられていた。

図1 ラーナ市庁舎（右）と文化センター（左）



ノルウェー北部のヌールラン県は南北に約 400km の大きさで人口約 25 万人である。そこに 17 館（25 スクリーン）の映画館がある。日本の東北地方では、青森県 7 館、岩手県 7 館、宮城県 9 館、秋田県 5 館、山形県 8 館であり、ノルウェーでは居住地域に関係なく（どこに住んでいても）映画館へのアクセスが提供されていることを示している。それを可能にしているのが、人口 2 万人の街にも存在する「市営映画館」である。さらに、「多様

性、質、アクセス」という文化政策・映画政策の目標を実現するための重要な手段として市営映画館が位置づけられているからである。

【考察・今後の課題】

ノルウェーの映画館は国と地方自治体の文化政策において政策目標を実現するための重要な存在であり、地域レベルでは文化的な拠点のひとつとして役割を担うことが分かった。国レベルでの政策では日本とノルウェーは大きく異なる。しかし地域レベルで見ると、日本にも映画館を地域の文化拠点・文化資源として捉える取り組みがある（表 3）。

表 3 地域の文化拠点としての映画館

岩手県宮古市 「シネマ・デ・アエル」	国登録文化財の旧酒蔵を映画上映と文化イベントに活用。映画上映会に加えて、伝統芸能のイベントや文化を通じた交流づくりに取り組む。
兵庫県宝塚市 「シネ・ピピア」	震災復興事業で建設された公益施設にある公設民営の映画館。映画館の目的として、防災対策としての映画館／文化の拠点／映画を通じた健全な娯楽文化の育成／顔の見える人間関係の育成／市民の独自文化の育成、市民参加の映画館などが挙げられている。
群馬県高崎市 「高崎電気館」	高崎市初の映画館（2001 年に閉館）を地域活性化センターとして再開館。1 階が地域活性化センター、2 階は映画館（市内の NPO 法人に運営を委託）。
埼玉県深谷市 「深谷シネマ」	2002 年、深谷市中心市街地活性化事業（TMO 構想）から改装費の助成を受けて開館。その後も、深谷市の市街地活性化のアクターのひとつとして位置づけられている。例）映画スケジュールが市の広報誌に掲載されている。

ここに挙げた取り組みは、それぞれ独自な点はあるものの、映画館を地域の文化拠点あるいは文化資源として捉えるという考え方は共通している。このような「文化拠点としての映画館」の取り組みを、全国各地の地域レ

ベルでの文化政策のなかに広げていくことはできないだろうか。地域の活性化のアクターとして、あるいは地域の文化拠点のひとつとして既存の映画館を活用することができるのではないか。このような問題関心をより具体的に検討するために、ノルウェーと日本の地域レベルでの調査を継続するとともに、ノルウェーと日本との比較を行うことが今後の課題である。

コロナ禍で明らかになったことのひとつに、文化芸術を支える基盤が脆弱だということがある。文化芸術が必ずしも他の価値より優位にあるわけではないし、映画館を特別扱いする理由もない。しかし、公的な支援もしくは地域の支援がなければ失われる可能性が高い。そもそも公的な支援がほとんどないポピュラー・カルチャーの場合、その可能性ははるかに高くなるだろう。文化芸術の公共的な価値を持続させるためにも、可能な範囲で(国や地域レベルで)、公的・社会的な支援が必要であると考える。そして、このような思想にもとづいた文化政策が求められる。

図2 シネマ・デ・アエル (旧酒蔵の入り口)



図3 シネマ・デ・アエル (旧酒蔵の中)



【注】

- (1)データは Film & Kino(2019)、コミュニティシネマセンター (2018) を参照した。
- (2)ノルウェー統計局の WEB サイトを参照した (<https://www.ssb.no/en/kultur-og-fritid>)。

【参考文献】

- Asbjørnsen, Dag & Solum, Ove. 2003. "The Best Cinema System in the World?" *Nordicom Information*. 1-2: 83-99.
- コミュニティシネマセンター、2018、『映画上映活動年鑑 2017』。
- Film & Kino, 2019, *Årbok 2018 (Yearbook 2018)*.
- Solum, Ove. 2010. "The municipal cinema system in Norway and the digital turn." *Journal of Scandinavian Cinema*. 1(1): 31-36.
- St. meld. nr.17 (文化省白書, No.17, 1981-82)
- St. meld. nr. 61 (文化省白書, No.61, 1991-1992)